

## 実績評価書

平成20年8月

評価の対象となる施策目標	労働保険適用促進及び労働保険料等の適正徴収を図ること
--------------	----------------------------

## 1. 政策体系上の位置付け等

基本目標	Ⅲ	労働者が安心して快適に働くことが出来る環境を整備すること
施策目標	8	労働保険適用徴収業務の適正かつ円滑な実施を図ること
施策目標	8-1	労働保険適用促進及び労働保険料等の適正徴収を図ること
個別目標1		労働保険の適用対象事業場の適正把握・適用促進を図ること
		(主な事務事業) ・未加入事業場適用促進事業 ・労働保険加入促進業務委託事業
個別目標2		労働保険料等の適正徴収を確保すること
		(主な事務事業) ・保険料算定基礎調査 ・滞納整理の実施
施策の概要(目的・根拠法令等)		
1 目的等 労働保険(労災保険及び雇用保険の総称)の適正な適用及び労働保険料等の適正な徴収を図るため、労働保険の適用対象事業場(原則として、労働者を1人以上雇用する全ての事業に適用される)の適正把握・適用促進を実施し、労働保険料等の適正徴収を実施する。		
2 根拠法令等 ○労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)		
主管部局・課室	労働基準局労働保険徴収課	
関係部局・課室	-	

## 2. 現状分析

<p>これまでも労働保険の適用促進は行われてきたところであるが、依然として相当数の未手続事業が残されていることから、関係機関との連携を強化し、「未手続事業一掃対策」に取り組むこととなった。</p> <p>また、適用事業の事業主は労働保険料等を納付しなければならないこととなっているが、労働保険料等の徴収についても、評価指標である労働保険料等収納率は、景気の低迷等の経済を取り巻く状況にも左右されることになる。このような中においても、労働保険料等の収納率向上を目指すべく、国民の理解を高める等により、適正な徴収を図っていく必要がある。</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 3. 施策目標に関する評価

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	労働保険料等収納率(単位:%) (前年度以上/毎年度)	97.43 【100.4%】	97.54 【100.1%】	97.86 【100.3%】	97.92 【100.1%】	97.64 【99.7%】

(調査名・資料出所、備考)  
 ・ 収納率とは、労働保険料として徴収すると決定された金額と実際に収納があった金額の比率を指す。  
 ・ 指標 1 は、労働基準局労働保険徴収課の調べによる。

#### 施策目標の評価

##### 【有効性の観点】

労働保険料算定基礎調査により適正な徴収決定を行うとともに、労働保険料等を滞納している事業場に対する納入督促や滞納整理が有効に行われ、例年とほぼ同率の収納率となった。

##### 【効率性の観点】

毎年、都道府県労働局では労働保険料算定基礎調査に係る年間業務計画及び滞納整理に係る年間業務計画を立てており、管内事業場の特性に応じて対象事業場を選定し効率的に実施しているところである。また、労働保険事務組合制度や社会保険労務士制度を有効活用することにより、労働保険料等の適正徴収が効率的に行われている。

##### 【総合的な評価】

平成19年度より、労働保険料と併せて、石綿健康被害者の救済費用に充てるための一般拠出金の徴収が開始され、都道府県労働局においては業務が増大したところであるが、労働保険料等の収納率は前年度を上回ることはできなかったものの、算定基礎調査や滞納整理を効率的に実施し、労働保険事務組合制度や社会保険労務士制度を有効活用することにより、依然として高水準を維持しており、適正な徴収確保については、一定の成果があったと評価できる。

しかしながら、労働保険の適用促進については、これまですでに存在している未手続事業に加え、毎年相当数設立される新規事業においても労働保険についての認識不足等により新たな未手続事業が発生することなどにより、依然として相当数の未手続事業が存在していることから、関係機関との連携による未手続事業の的確な把握や職権による成立手続の実施等により、未手続事業の更なる解消を推進する必要がある。

#### 4. 個別目標に関する評価

##### 個別目標 1 労働保険の適用対象事業場の適正把握・適用促進すること

##### 個別目標に係る指標

アウトプット指標  
 (達成水準/達成時期)

※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)

	H15	H16	H17	H18	H19
1 労働保険適用事業場数 (単位：事業) (前年度以上/毎年度)	2,977,801 【99.3%】	2,967,228 【99.6%】	2,966,352 【100.0%】	2,975,843 【100.3%】	2,972,537 【99.9%】

(調査名・資料出所、備考)

・ 指標 1 は、労働基準局労働保険徴収課の調べによる。

##### 個別目標 1 に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から)

労働保険の適用促進に関しては、平成17年度より全国労働保険事務組合連合会都道府県支部等の関係機関との緊密な連携により取り組んでいる「未手続事業一掃対策」や労働保険適用促進月間(毎年10月)における労働保険制度の周知広報活動等により、一定の未手続事業の解消が図られたところである。

以上のことから当該手段は有効に機能しているものである。しかしながら、依然として相当数の未手続事業が残されていることから、更なる未手続事業の解消が必要であり、引続き関係機関との連携を強化して未手続事業の的確な把握や職権成立手続の実施等の施策を講ずる必要がある。

##### 施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要

事務事業名 : 未加入事業場適用促進事業

平成19年度 : 417百万円

予 算 額 : 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他( )

実施主体 : 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所  
 : 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人

概要：労働者災害補償保険法又は雇用保険法の規定により、当然適用事業でありながら未加入になっているものについて、その適用促進の強化を図る事業。
事務事業名：労働保険加入促進業務委託事業
平成19年度：884百万円
予算額：一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体：本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）
概要：労働保険未加入事業場に対する加入促進を計画的かつ集中的に推進するため、労働保険事務組合制度を活用した未加入事業場の把握、加入勧奨推進員を通じての加入勧奨活動の業務及び労働保険事務組合の資質向上のための研修の実施を委託する事業。

個別目標2 労働保険料等の適正徴収を確保すること						
個別目標に係る指標						
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)						
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
1	労働保険料等収納率(単位:%) (前年度以上/毎年度) ※施策目標に係る指標1と同じ。	H15 97.43 【100.4%】	H16 97.54 【100.1%】	H17 97.86 【100.3%】	H18 97.92 【100.1%】	H19 97.64 【99.7%】
(調査名・資料出所、備考)						
・指標1は、労働基準局労働保険徴収課の調べによる。						
個別目標2に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から)						
都道府県労働局において、算定基礎調査や滞納整理に係る年間業務計画を立て、それに基づいた計画的かつ効率的な実施を行うとともに、労働保険事務組合制度や社会保険労務士制度を有効活用する等により、適正な徴収に取り組んだところである。今回、目標としている前年度の収納率を上回ることはできなかったものの、依然として高水準を維持しており、当該取組は有効に機能しているものと評価できる。						
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要						
事務事業名：保険料算定基礎調査						
平成19年度：89百万円						
予算額：一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）						
実施主体：本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）						
概要：保険関係が成立している、若しくは成立していた事業場又は労働保険事務組合若しくは労働保険事務組合であった団体の事務所に立ち入り、関係者に対し質問、又は帳簿書類等の調査を行い、適正な労働保険料等の額を確認することにより、労働保険料等の適正な徴収を図る。						
事務事業名：滞納整理の実施						
平成19年度：113百万円						
予算額：一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）						
実施主体：本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）						
概要：労働保険料等を所定の納期限までに納付しない事業主に対して、これを強制的に徴収するため、滞納者の財産を差し押えること等により、労働保険料等の適正な徴収を図る。						

## 5. 評価結果の分類

1 施策目標に係る指標の目標達成率
指標1 目標達成率 一% (目標達成率を算定できない場合、その理由) 現在集計中

2 評価結果の政策への反映の方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>i 施策目標の終了・廃止を検討（該当する場合に○）</li> <li>ii 施策目標を継続（該当する場合に次のいずれか1つに○） <ul style="list-style-type: none"> <li>(イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討</li> <li>(ロ) 見直しを行わず引き続き実施</li> <li>(ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討</li> </ul> </li> <li>(iii) 機構・定員要求を検討（該当する場合に○）</li> </ul> <p>（理由）未手続事業の一扫については一定の改善が見られているところであるが、なお相当数の未手続事業が残されていることから、未手続事業についての調査・分析を行い、業所管官庁や関係機関との連携をより一層強化して対応する必要があるため。</p>
3 施策目標等に係る指標の見直し（該当するものすべてに○）
<p>（施策目標に係る指標）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i 指標の変更を検討</li> <li>ii 達成水準又は達成時期の見直しを検討</li> </ul> <p>（個別目標に係る指標）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i 指標の変更を検討</li> <li>ii 達成水準又は達成時期の見直しを検討</li> </ul> <p>（理由）</p>

## 6. 特記事項

<p>①国会による決議等の状況（警告決議、附帯決議等） なし。</p> <p>②各種政府決定との関係及び遵守状況 なし。</p> <p>③総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の状況 なし。</p> <p>④会計検査院による指摘 平成19年9月20日、各労働局労働基準部監督部門が把握している賃金不払に係る是正情報を活用し、必要に応じて納付指導、労働保険料算定基礎調査を実施する旨指摘を受けた。</p> <p>⑤学識経験を有する者の知見の活用に関する事項 なし。</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 7. 本評価書に関連する他の実績評価書

なし。
-----